

青森県働き方改革推進協議会 設置要綱

1 目的

労働者の心身の健康確保、仕事と生活の調和等の観点から、法定労働条件の履行確保を前提とした上で、個々の企業において、労使の話し合いを通じて、年次有給休暇の取得促進、時間外労働の削減、不本意非正規労働者の正社員転換と待遇改善、女性労働者の育成・管理職への登用、子育て・介護と両立できる職場環境の整備などの「働き方改革」を進めることが求められている。

また「働き方改革」の基盤づくりのためには、人材育成や生産性の向上に資する支援など、労働施策と経済産業施策の連携も求められている。

このような中、平成 30 年 7 月 6 日に公布された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）」により改正された「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和 41 年法律第 132 号）」第 10 条の 3 において、中小企業における取組が円滑に進むよう、国は関係者により構成される協議会の設置等に努めるものとされた。

こうしたことから、青森県内の事業主団体、労働団体及び行政機関等との間で更なる連携を進めるとともに、中小企業・小規模事業者に対する積極的な支援を実施し、もって、県内における「働き方改革」の実現を図ることを目的として、青森県働き方改革推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 構成員

一般社団法人青森県経営者協会
日本労働組合総連合会青森県連合会
青森県
東北経済産業局
青森県商工会議所連合会
青森県商工会連合会
青森県中小企業団体中央会
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構青森支部
公益財団法人 21 あおもり産業総合支援センター
株式会社青森銀行
株式会社みちのく銀行
青森県社会保険労務士会
東北税理士会青森県支部連合会
青森働き方改革推進支援センター
青森産業保健総合支援センター
青森労働局
その他必要に応じ参画する者

3 協議事項

協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 働き方改革の実現のための取組
- (2) 各関係機関で取り組む内容に関する情報交換及び連携に係る取組
- (3) その他働き方改革の促進のために必要な取組

4 協議会の開催

青森労働局長は、必要に応じ協議会を招集する。

5 庶務

協議会の庶務は、青森労働局雇用環境・均等室において処理する。

6 附則

この要綱は、平成 27 年 12 月 16 日から施行する。

改正、平成 28 年 12 月 13 日

改正、平成 30 年 10 月 22 日

改正、令和元年 9 月 24 日

改正、令和 6 年 2 月 14 日